

豊中市告示第 457 号

豊中市ユニバーサルプリント対応プリンタ機器賃貸借契約（S I M入り端末配布拠点用）
に係る一般競争入札について

豊中市ユニバーサルプリント対応プリンタ機器賃貸借契約（S I M入り端末配布拠点用）に係る一般競争入札について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 1 1 日

豊中市長 長 内 繁 樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

豊中市ユニバーサルプリント対応プリンタ機器賃貸借（S I M入り端末配布拠点用）

(2) 概要

仕様書に記載の物品等を納品すること。

(3) 数量

2 8 台

(4) 納入場所

一次納品

大阪府豊中市北桜塚 1 丁目 4 番 1 号（N T T 西日本豊中ビル 6 階）

豊中市都市経営部デジタル戦略課執務室内

二次納品

仕様書別紙 1 機器一覧のとおり

(5) 期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで

(6) 入札方法

本入札は、郵送入札により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

(1) 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において豊中市物品・業務委託等入札参加資格の認定を受けていること。ただし、当該認定の際に提出した業者登録カードの営業種目にリースレンタルと記載した者であること。

(3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 2 4 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）第 3 8 1 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。

- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札参加資格確認審査手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、令和8年9月18日(金)までに入札参加申込書兼秘密保持誓約書(様式1)(以下「申込書類」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。
- (2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。
- (3) 申込書類の配付場所
 - ア 配付期間
令和8年9月11日(金)午前9時から令和8年9月18日(金)午後5時まで
 - イ 配付場所
「豊中市ホームページ>トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約情報>公告(契約検査課以外のもの)」に掲載する。
- (4) 申込書類の提出
 - ア 提出期間
令和8年9月11日(金)から令和8年9月18日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所
大阪府豊中市北桜塚1丁目4番1号(NTT西日本豊中ビル6階)
豊中市都市経営部デジタル戦略課執務室内
- (5) 申込書類
入札参加申込書兼秘密保持誓約書(様式1)
- (6) その他
 - ア 申込書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書類は、返却しない。

ウ 申込書類は持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。郵送する場合は書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパックプラス又はレターパックライトのいずれかを利用し、上記提出期限必着とする。

4 仕様書、現場説明書、豊中市物品購入契約等入札心得（以下「仕様書等」という。）の配付

(1) 配付期間

令和8年9月11日（金）午前9時から令和8年9月18日（金）午後5時まで

(2) 配付方法

「豊中市ホームページ>トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約情報>公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

セキュリティの観点より掲載を行わない資料は、申込書類を提出した事業者のみに電子メール又はBOXにて配布する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

「豊中市ホームページ>トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約情報>公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

(2) 期間

令和8年9月11日（金）午前9時から令和8年9月18日（金）午後5時まで

6 内容等に関する質問等

(1) 受付期間

令和8年9月11日（金）午前9時から令和8年9月18日（金）午後5時まで

(2) 質問等様式

質疑書（様式2）

(3) 受付方法

電子メールによる。宛先は14問合せ先に記載のとおり。

(4) 回答

令和8年9月25日（金曜日）午後5時までに電子メールにて送付

(5) その他

入札参加申込者及び質問者全員にその内容を通知する。

7 入札の期間及び方法

(1) 入札書の提出方法

現場説明書及び「郵送による入札について」に従い、(3)の提出先に提出すること。

(2) 入札書の提出期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

豊中市都市経営部デジタル戦略課必着

(3) 提出先

大阪府豊中市北桜塚1丁目4番1号（NTT西日本豊中ビル6階）
豊中市都市経営部デジタル戦略課執務室内

(4) 開札日時及び方法

ア 開札日時

令和8年10月8日（木）午前10時

イ 開札場所

豊中市都市経営部デジタル戦略課 5 階会議室

ウ 開札方法

ア及びイに記載している日時及び場所で、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと、入札書の開札を行う。立会いを希望する入札参加者は、開札日前日の午後 5 時までに事前連絡の上、1 事業者 1 人まで開札に立ち会うことができる。

(5) その他

ア 入札書の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札書は、返却しない。

ウ (1) に定める提出方法以外の方法による入札書の提出は、受け付けない。

8 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は 1 回を限度とする。

9 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき金額の入札をした者が 2 人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該落札となるべき金額の入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。この場合において、当該落札となるべき金額の入札をした者は、「くじ」を辞退することができない。

入札に参加したものへの落札者が決定した旨の通知は、5 (1) に掲載することにより行う。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和 46 年豊中市規則第 13 号）第 109 条又は第 110 条の規定を適用できる場合はこの限りでない。

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

12 契約の締結

契約書を作成する。

13 その他

入札参加者は、仕様書等を熟読し、豊中市物品購入契約等入札心得を遵守すること。

14 問合せ先

大阪府豊中市北桜塚 1 丁目 4 番 1 号（NTT 西日本豊中ビル 6 階）

豊中市都市経営部デジタル戦略課

jousei3@city.toyonaka.osaka.jp